

地域のために 働きませんか



入浴やトイレ等は
自分で出来るけど、
料理や掃除が困難
になってきた…

そんな方々を
サポートする仕事

訪問型 サービスA



介護ヘルパーの業務とは異なり、比較的介護度の軽度な方々に対して、日常生活のサポートをする仕事です。

○業務内容

主に、料理、洗濯、掃除、買い物など利用者のご自宅を訪問し、自立した日常生活を行えるようサポートを行います。

○必要資格

「生活援助員研修」修了者

第1回研修

生活援助員研修（2日間）

- ・令和3年11月6日（土）9:30-17:00
7日（日）9:30-12:30
- ・茅ヶ崎地区コミュニティセンター 会議室
- ・受講料 無料
- ・16歳以上対象。定員20名。
- ・申込方法は裏面に記載

※最終日は実際に現場で働く職員の声
を聞くことができます！

受講者募集



また、令和4年2月には
管理者として働くための研修を開催予定！
詳細は裏面に記載

～感染予防対策～

- ・発熱（37.5度以上もしくは、平熱より1度以上高い場合）や風邪症状など体調不良の場合は、参加をご遠慮ください。
- ・入室の際はマスクを着用し、手指の消毒をしてください。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染状況により開催中止となる場合があります。

茅ヶ崎市では、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、比較的介護度が軽度な方々（要支援1・2）を対象に「身体介護を含まない生活支援サービス（訪問型サービスA）」や「緩和された基準によるデイサービス（通所型サービスA）」を実施しています。

第1回研修で実施する「生活援助員研修」の修了者は、ヘルパーなどの資格がなくても、「訪問型サービスA」に従事することができるようになります。

受講を希望される方は、「第1回生活援助員研修受講申込書」をご提出ください。

第2回研修 受講希望調査

担い手研修（3日間）

- ・令和4年2月11日（金）～13日（日）予定
- ・茅ヶ崎地区コミュニティセンター 会議室
- ・受講料 無料
- ・16歳以上対象。定員20名。

※詳細は、改めて市広報紙等で周知します。



管理者のしごと

- ・事業運営
- ・介護報酬の請求管理
- ・従業員のシフト管理
- ・個人情報の管理
etc...

第2回研修として予定している「担い手研修」の修了者は、「訪問型サービスA」及び「通所型サービスA」の従事者としてだけでなく、これらの事業所の管理者として従事することができるようになります。生活援助員としてだけでなく、事業所の運営にも携わりたいという方は、「第2回担い手研修の受講を希望する」をご提出ください。

※「担い手研修」は、希望者多数の場合に開催します。

第1回生活援助員研修受講申込書

修了証交付の為、正確にご記入下さい。
(全課程修了者に修了証とバッジを交付します。)

ふりがな		住所					
名前		生年月日	年	月	日生	連絡先	

第2回担い手研修の受講を希望する

本調査は申込とは異なり、希望者の有無を確認するものです。第1回研修終了後受講者を募集いたしますので改めて申込書を提出ください。

ふりがな		住所					
名前		生年月日	年	月	日生	連絡先	

【申込み・問い合わせ先】

一般社団法人茅ヶ崎介護サービス事業者連絡協議会

提出期限：令和3年9月30日まで



TEL 070-1261-7738 FAX 050-5837-1484 E-mail info@chigasaki-kaigo.com

※必要事項をご記入の上、FAX又はメールにて、ご提出下さい。申込み締め切り後に抽選の上（定員を超えた場合）、受講決定者に受講決定通知・受講に関する案内を後日お送り致します。なお、本調査書は市及び当協議会HPからダウンロードできます。